

- 第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。
 (居宅介護支援事業者等との連携)
- 第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 (指定療養通所介護の具体的取扱方針)
- 第124条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
 - (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うこと。
 - (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
 - (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。
- (療養通所介護計画の作成)
- 第125条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した場合には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。
 (緊急時等の対応)
- 第126条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他診療等が必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第129条に規定する緊急時対応医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者

の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第127条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第128条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第129条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関（当該指定療養通所介護事業者との間で、利用者が医療を緊急に必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るために、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第130条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他の指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故例等安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第131条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を、当該利用者の療養通所介護計画とともに、当該利用者に対する指定療養通所介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(準用)

第132条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第103条（第3項第2号を除く。）、第104条及び第108条から第111条までの規定は、指定療養通所介護の事業につい

て準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

- （以（者）と
ビ事（業））
一護うといする。
サ介いとと
に準事護め
相当所業と
相該業從る
する所と」り
する。う。
基護介定
「介所に
は下所通号
又以通「當該各
護（當て當該各
所う準お通行基にじ、
用を「節応
す業下のに
当事（以下区分
該の（以下区分
に）所以の
該業（者）
一いう業從
ビう事者業
ス。業（者）
居護業な掲
當介事らに
サと行從る
宅」をいげ
該所該な号
該（）け次
条準（）基う
う。う。
該（）基うし
う。う。
員數は、
う。う。

利用者。以下この条において同じ。) の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数
ア 15人以下 1

イ 15人以下 1
イ 16人以上 利用者の数から15を控除して得た数を5で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数

(4) 機能訓練指導員 1以上
当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時

3 基準該員（第2項）は、場所に於ける業者による事受け事受ける業者を除く所適用する基準該員（第1項）の職員である。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による當該基準に當する事務所の職員は、常時 1 人以上に該當する場合に従事せなければ處遇に及ぶべきものとします。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、基準該当通所介護事業所の他の職務に従事する

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準各

同一の事業所において一體的に運営されている場合は、指定介護基準をもつて前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
管理者 第134条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当

通所介護事業所の他

- （設備及び備品等）

第135条 基準該当通所介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 食事を提供する場所
 (2) 機能訓練を行う場所
 (3) 静養のための場所
 (4) 生活相談の場所
 (5) 事務連絡の場所

- 2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、各号に定めるとおりとする。

(1) 食事場所を用意する。これは、訓練場所として機能する。訓練場所は、3段階に分けて構成される。
① 基本訓練場所：ここでは、犬の基礎的な訓練を行なう。訓練内容は、座る、立つ、握手、待つなどの命令に対する反応を教える。また、犬の行動を制御するための「止む」や「止む」といった命令もここで習得される。
② 中級訓練場所：ここでは、犬の行動をより複雑化させる訓練が行われる。訓練内容は、犬の行動を制御するための「止む」や「止む」といった命令もここで習得される。
③ 先進訓練場所：ここでは、犬の行動をより複雑化させる訓練が行われる。訓練内容は、犬の行動を制御するための「止む」や「止む」といった命令もここで習得される。

その提供に支障がない広さを確保できる場合にあっては、かつ、機能訓練を行うことによっては、同一の場所とすることによっては、実施に支障がない。このことはできる。

- (2) 生活相談のための場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項各号に掲げる設備のほか、基準該当通所介護事業所には、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

4 第1項各号に掲げる設備及び前項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(準用)

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

- 第137条 第1節 基本方針 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」といふ。）の事業は、要介護状態とした日常生活を営むことにより、利用者が自立した日常生活を営むことができる。

の心身の機能の維持回復問題を士官も准尉も其の問題に回復問題を士官も准尉も其の問題に

第2即呂数 (洋業考の呂数)

(ア) 10人以下 1

(イ) 11人以上 利用者の数を10で除して得た数

業士、満たすこと。理その他の数学療法に従事する。そこで、確実に得保された数値を用いて、上記の除算問題を解く。

(1) 基指に準定規の次と並んで、所のハンドルの運転が可能となる。この利用者の数は、(1)の区間で最も多くなる。

る理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、それぞれア又はイに定める数以上確保されていること。

ア 10人以下 1

イ 11人以上 利用者の数を10で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第139条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行いうふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上のものを設けなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションの用に供されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第140条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその指定通所リハビリテーションの質の改善を図らなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定通所リハビリテーション事業者は、その提供する指定通所リハビリテーションの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定通所リハビリテーションの質の改善を図るよう努めなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第141条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

(2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第142条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容につ

- いて利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した場合には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
(管理者等の責務)
- 第143条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)
- 第144条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
 - (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他事業の運営に関する重要事項
(衛生管理等)
- 第145条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(食事)
- 第146条 指定通所リハビリテーション事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(記録の整備)
- 第147条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の通所リハビリテーション計画とともに、当該利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
- (準用)
- 第148条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第144条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。
- 第9章 短期入所生活介護
- 第1節 基本方針
- 第149条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。
- 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第150条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに有しなければならない指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 医師 1以上
 - (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上
 - (6) 調理員その他従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に前利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行ふものに置くべきの従業者につき、当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されたために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法(昭和23年法律第146号)第20条の4に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、生活介護又は老人ホーム等の施設(以下「特別養護老人ホーム等」といふ。)に併設され、医療法(昭和23年法律第147号)第20条の4に規定する特別養護老人ホーム等の施設(以下「併設事業所」といふ。)と一体的に運営される所で、該地の区域密着型特別養護老人ホーム等の施設(以下「地域密着型特別養護老人ホーム」といふ。)と同一の事業所に属する。ただし、当該地域密着型特別養護老人ホーム等の施設(以下「併設事業所」といふ。)と同一の事業所に属する。ただし、当該地域密着型特別養護老人ホーム等の施設(以下「併設事業所」といふ。)と同一の事業所に属する。
- 5 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 6 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 7 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 8 第151条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(管理者)

第151条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第152条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第150条第2項の適

- 用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下「併設事業所」とする）とユニット型指定短期入所生活介護事業所との利用定員の総数が20人以上である。併設事業所において同じ。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所との利用定員を20人未満とする場合にあっては、それらの利用定員の総数が20人以上である。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業と指定介護予防短期入所生活介護事業の利用定員の総数）は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と事業者介護サービス等を満たすことができる。
- 4 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業と指定介護予防短期入所生活介護事業の利用定員等に満たすことをもつて、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（設備及び備品等）
- 第153条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
- 2 前項の規定にかかるわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確立等により円滑な避難が可能となること。
- 3 指定短期入所生活介護を提供する社会福祉施設等の効率的運営が可能である者には、居室、便所、洗面設備、介護職員室及び看護職員室を除き、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。
- (1) 居室
(2) 食堂
(3) 機能訓練室
(4) 浴室
(5) 便所
(6) 洗面設備
(7) 医務室
(8) 静養室
(9) 面談室
(10) 介護職員室
(11) 看護職員室
(12) 調理室
(13) 洗濯室又は洗濯場
(14) 汚物処理室
(15) 介護材料室
- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供するものとする。
- 5 第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかるわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
 (4) 便所 要介護者の使用に適したものとすること。
 (5) 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
 - (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者との指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第135条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- #### 第4節 運営に関する基準
- (内容及び手続の説明及び同意)
- 第154条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を開始する場合は、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して第166条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならぬ。
- 2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
- (指定短期入所生活介護の開始及び終了)
- 第155条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者により必要があるとき、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために必要があるとき、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者には、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者との密接な連携により指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後まで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。
- (利用料等の受領)
- 第156条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した場合は、該利用料の一部とし、該法定代理受領料の支払を受けたものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に当該利用者から支払を受けた利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用するから受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額 (同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額) を限度とする。)
 - (2) 滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額 (同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額) を限度とする。)
 - (3) 基準省令第127条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第127条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき

利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第127条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第127条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第157条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその指定短期入所生活介護の質の改善を図らなければならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

8 指定短期入所生活介護事業者は、その提供する指定短期入所生活介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定短期入所生活介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

（短期入所生活介護計画の作成）

第158条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した場合には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護）

第159条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に、その負担により当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

- 第160条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。
 - 3 指定短期入所生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
 - 4 指定短期入所生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
- (機能訓練)
- 第161条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。
- (健康管理)
- 第162条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。
- (相談及び援助)
- 第163条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- (その他のサービスの提供)
- 第164条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、利用者のためのレクリエーションを行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
- (緊急時等の対応)
- 第165条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関(短期入所生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。
- (運営規程)
- 第166条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員(第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
 - (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の送迎の実施地域
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他事業の運営に関する重要な事項
- (定員の遵守)
- 第167条 指定短期入所生活介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (1) 第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (地域等との連携)
- 第168条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。
- (記録の整備)
- 第169条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の短期入所生活介護計画とともに、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してと
 った措置についての記録
 (準用)

第170条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第171条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少數の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものという。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第173条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第183条において準用する第170条において準用する第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第183条において準用する第170条において準用する第110条第2項に規定する訓練については、第183条において準用する第170条において準用する第110条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。

(3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備及び備品等を設けることとされ、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、当該各号（第1号を除く。）に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) ユニット
 (2) 浴室

- (3) 医務室
 (4) 調理室
 (5) 洗濯室又は洗濯場
 (6) 汚物処理室
 (7) 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第66号）第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項第1号及び第2号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット 一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受入け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第154条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第182条において同じ。）は、おおむね10人以下とするとともに、次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。
- ア 居室 次に掲げる基準に適合すること。
 (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一體的に設けること。
 (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 (エ) ユニットに属しない居室を改修した居室は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
 (オ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。
 (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 (ウ) 必要な設備及び備品等を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 (イ) 要介護者の使用に適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。
 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 (イ) 要介護者の使用に適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができる。
 (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 (4) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
 (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(準用)

第174条 第152条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準 (利用料等の受領)

第175条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した場合は、当該利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給されたり当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 基準省令第140条の6第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第140条の6第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用 (基準省令第140条の6第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第140条の6第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第176条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようとするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を担って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

10 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その提供する指定短期入所生活介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定短期入所生活介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(介護)

第177条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者において行う介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するものほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に、その負担により当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(他のサービスの提供)

第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第180条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

- 第181条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)
- 第182条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (1) 第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 前号のユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(準用)
- 第183条 第154条、第155条、第158条、第161条から第163条まで、第165条及び第168条から第170条(第108条の準用に係る部分を除く。)まで の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、「第180条に規定する重要事項に関する規程」と、「第157条第5項」とあるのは「第183条において準用する第170条」と、同項第2号中「第157条第5項」とあるのは「第176条第7項」と、同項第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第183条において準用する第170条」と読み替えるものとする。
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準
(指定通所介護事業所等との併設)
- 第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(基準省令第140条の26に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。
(従業者の員数)
- 第185条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 1以上
 - (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護指定介護予防サービス等基準条例第168条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第187条第1項において同じ。)の数を3で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第3号の規定にかかわらず、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を有しないことができる。
- 4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する

ための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 6 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第169条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)

第186条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(利用定員等)

第187条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

- 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第171条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(設備及び備品等)

第188条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、当該各号（第1号を除く。）に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

- 2 前項第1号から第6号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行いう際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- (4) 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

- 3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することができる可能なものでなければならない。

- 4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第172条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(指定通所介護事業所等との連携)

第189条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護を提供するときは、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整備しなければならない。

(準用)

第190条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39条から第41条まで、

第56条、第108条、第110条、第111条、第149条及び第4節（第156条第1項及び第170条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について法第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護サービスに該当しない指定期間の額」とあるのは、「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当する者は、「短期入所生活介護従業者」とあるのは、「短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と、第156条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは、「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と、第162条中「医師及び看護職員」とあるのは、「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

第191条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、可能な限り、利用者が日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第192条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定短期入所療養事業所」という。）とごとに有しなければならない。）及び短期の次護は、介護事業者（以下「短期入所療養介護従業者」といふ）とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

（1） 指定短期入所療養介護老人保健施設（看護師、薬剤師、看護職員、理学療法士、作業療法士、看護相談員、支援者、利用者）とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（2） 指定短期入所療養介護事業所（以下「指定短期入所療養事業所」といふ）とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（3） 指定短期入所療養介護事業所（以下「指定短期入所療養事業所」といふ）とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（4） 指定短期入所療養介護事業所（以下「指定短期入所療養事業所」といふ）とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（5） 指定短期入所療養介護事業所（以下「指定短期入所療養事業所」といふ）とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（6） 指定短期入所療養介護事業所（以下「指定短期入所療養事業所」といふ）とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第193条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定められた事務所の設備に該当する。

（1） 介護老人保健施設である施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（熊本県介護

老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準条例（平成24年熊本県条例第72号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有すること。

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成24年熊本県条例第73号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有すること。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

2 前項第3号及び第4号に掲げる指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を有しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第177条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（対象者）

第194条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとのとされりした構成する病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものと構成する。

（利用料等の受領）

第195条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した場合は、当該利用料の一部とし、該当する指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用を控除して得た額の支払を受けないものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する利用料の額と指定短期入所療養介護を提供した場合に当該利用料の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定による支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用する者は、受け第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費用が利用者に支給されたり当該特定入所者介護サービス費用が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。)

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費用が利用者に支給されたり当該特定入所者介護サービス費用が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費用が利用者に支給されたり当該特定入所者介護サービス費用が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。)

(3) 基準省令第145条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第145条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第145条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることができると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第145条第4項の規

- 定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
 (指定短期入所療養介護の取扱方針)
- 第196条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその指定短期入所療養介護の質の改善を図らなければならない。
- 7 指定短期入所療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 8 指定短期入所療養介護事業者は、その提供する指定短期入所療養介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定短期入所療養介護の質の改善を図るよう努めなければならない。
 (短期入所療養介護計画の作成)
- 第197条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画（以下「短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した場合は、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
 (診療の方針)
- 第198条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 診療は、一般に医師としてその必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基に、療養上妥当かつ適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
 - (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第148条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
 - (6) 基準省令第148条第1項第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。
 - (7) 入院患者の病状の急変等により自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。
 (機能訓練)
- 第199条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。
 (看護及び医学的管理の下における介護)
- 第200条 指定短期入所療養介護事業者において行う看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に、その負担により当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。
(食事)
- 第201条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供されなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で提供されるよう努めなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(その他のサービスの提供)
- 第202条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
(運営規程)
- 第203条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他事業の運営に関する重要な事項
(定員の遵守)
- 第204条 指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (3) 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
(記録の整備)
- 第205条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の短期入所療養介護計画とともに、当該利用者に対する指定短期入所療養介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第196条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(準用)
- 第206条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第145条、第154条、第155条第2項及び第168条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第154条中「第166条」とあるのは「第203条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業

者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第207条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少數の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものといたる。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第208条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したるものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

第209条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に規定する介護老人保健施設にて必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設として必要とする施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に規定する介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
 - (3) 療養病床を有する病院にて必要とする施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に規定する介護療養型医療施設（療養病床を有する病院にて必要とする施設）を有すること。
 - (4) 療養病床を有する病床を施設として必要とする施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に規定する介護療養型医療施設（療養病床を有する病床を施設として必要とする施設）を有すること。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」といふ。）は、前項に規定する基準を満たすことができる。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第210条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した場合は、当該利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 一ビス費用が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費代わり号に規定する食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費用基準額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費用基準額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第155条の5第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基

づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 (4) 基準省令第155条の5第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 (5) 送迎に要する費用(基準省令第155条の5第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 (6) 理美容代
 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条の5第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第211条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を担って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

10 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その提供する指定短期入所療養介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定短期入所療養介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第212条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者の行う看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じて、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が日常生活における家事を当該利用者の病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に、その負担により当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したもののが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(その他のサービスの提供)

第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
(運営規程)

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第217条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者数以上の利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第218条 第194条、第197条から第199条まで、第205条及び第206条（第108条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第205条第2項第1号中「次条」とあるのは「第218条において準用する第206条」と、同項第3号中「第196条第5項」とあるのは「第211条第7項」と、同項第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第218条において準用する第206条」と、第206条中「第166条」と

あるのは「第166条に規定する運営規程」と、「第203条」とあるのは「第215条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第1章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第219条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となつた場合でも、当該指定施設入居者生活介護の提供を受けることとする。）が指定特定施設（特定施設であって、当該指定施設入居者生活介護の事業を行わるもの）が指定特定施設（特定施設であって、当該指定施設入居者生活介護の事業を行わるもの）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものでなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行なう者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- 3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行なう場合は、第5節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行なうこととする。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第220条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに有しなければならない指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 - (2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 常勤換算方法で、要介護者である利用者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 - (3) 看護職員 次のア又はイに掲げる指定特定施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 - ア 利用者の数が30を超えない指定特定施設 常勤換算方法で、1以上
 - イ 利用者の数が30を超える指定特定施設 常勤換算方法で、利用者の数から30を控除して得た数を50で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) 計画作成担当者 1以上（利用者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第205条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）を合計した数（以下この条において「総利用者数」という。）を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 - (2) 看護職員又は介護職員 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数を10で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を合計した数以上
 - (3) 看護職員 次のア又はイに掲げる指定特定施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 - ア 総利用者数が30を超えない指定特定施設 常勤換算方法で、1以上
 - イ 総利用者数が30を超える指定特定施設 常勤換算方法で、利用者の数から30を控除して得た数を50で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) 計画作成担当者 1以上（総利用者数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）
 - 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない

- ない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 6 第1項第2号の介護職員のうち、常に1人以上は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たなければならぬ。
 - 7 第1項第4号又は第2項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
 - 8 第1項第5号又は第2項第5号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させることができると認められるものとする。ただし、利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
 - 9 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。
 - 10 第2項第2号の介護職員のうち、常に1人以上は、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たなければならぬ。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(管理者)

第221条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第222節 設備に関する基準

- 第222条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 2 前項の規定にかかるわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
 - (3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等による火災の際の円滑な避難が可能であること。
 - 3 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
 - (1) 一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）
 - (2) 浴室
 - (3) 便所
 - (4) 食堂
 - (5) 機能訓練室
 - 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 一時介護室 介護を行うために適當な広さを有すること。
 - (2) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したもののとすること。
 - (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えること。
 - (4) 食堂 機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
 - (5) 機能訓練室 機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
 - 5 第3項第1号の規定にかかるわらず、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は、一時介護室を設けないことができる。
 - 6 第3項第5号の規定にかかるわらず、他に機能訓練を行ふために適當な広さの場所が確保できる場合は、機能訓練室を設けないことができる。
 - 7 指定特定施設には、第3項各号に掲げる設備のほか、介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該介護居室の基準は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 - (2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適當な広さであること。

- (3) 地階に設けないこと。
 (4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 8 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 9 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるものとする。
- 10 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一體的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第208条第1項から第9項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

- (内容及び手続の説明及び契約の締結等)
- 第223条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し第234条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、あらかじめ、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。
- (指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)
- 第224条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することう妨げてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならぬ。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。
- (法定代理受領サービスを受けたための利用者の同意)
- 第225条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、当該利用者の意思を確認しなければならない。
- (サービスの提供の記録)
- 第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を開始するときは当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護を終了するときは当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
- (利用料等の受領)
- 第227条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した場合は、利用者から利用料の一部として当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者

に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
 (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第228条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第1項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
 3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその指定特定施設入居者生活介護の質の改善を図らなければならない。

- 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 8 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供する指定特定施設入居者生活介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定特定施設入居者生活介護の質の改善を図るよう努めなければならない。
 (特定施設サービス計画の作成)

第229条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（第220条第1項第5号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにして、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成すること。
 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、特定施設サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した場合は、当該特定施設サービス計画を利用者に交付すること。
 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うこと。
 7 第2項から第5項までの規定は、前項の規定による特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第230条 指定特定施設入居者生活介護事業者において行う介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
 (健康管理)

第231条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び支援)

第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(運営規程)

第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第235条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
(協力医療機関等)

第236条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。
(地域との連携等)

第237条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(記録の整備)

第238条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の特定施設サービス計画及び施行省令第64条第3号に規定する書類とともに、当該利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第226条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第228条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第235条第3項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(準用)

第239条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第55条、第56条、第110条、第111条及び第161条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

- (この節の趣旨)
- 第240条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であつて、指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業を行うものとの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。
- (基本方針)
- 第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- 第2款 人員に関する基準
- (従業者の員数)
- 第242条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに有しなければならない基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型指定特定施設従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第229条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を生防以下同じ。）の指定を併せて受け、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第228条に規定する事業とが同一のス定めサ一ビス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同様。）を含む。）を合計した数（以下この条において「総利用者数」という。）を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）及び介護予防サービスの利用者の数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を合計した数以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を並びに利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定する場合は、前年度の平均値とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の利用者及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けた数（以下この条において「総利用者数」という。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間に生活相談員のうち者（第2項がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事するものとする。）を含む。）を確保しなければならない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の処遇にあつては、専らその職務に従事して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を並びに利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定する場合は、前年度の平均値とする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当することが適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならぬの利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- (管理者)
- 第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ご

とに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3款 設備に関する基準

第244条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。

(3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

3 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 食堂

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。

ウ 地階に設けないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂 機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

5 第3項第4号の規定にかかわらず、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができる。

6 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

7 指定特定施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第232条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に對して第247条に規定する運営規程の概要、勤務の業務の分担の内容、受託居宅サービスの事業を行なう事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合は、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第9条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第246条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービ

- ス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供したときは、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。
 (運営規程)
- 第247条 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員及び居室数
 - (4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
 - (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
 - (7) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) その他事業の運営に関する重要な事項
 (受託居宅サービス事業者への委託)
- 第248条 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者が受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。
- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第251条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護（第6項において「指定認知症対応型通所介護」という。）とする。
- 4 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と第1項に規定する方法によりこれらの中から提供にかかる業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合は、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行なう受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
 (記録の整備)
- 第249条 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を備え置かなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の特定施設サービス計画及び施行省令第64条第3号に規定する書類とともに、当該利用者に対する外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 第246条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (2) 前条第8項に規定する結果等の記録
 - (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
 - (6) 次条において準用する第226条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第228条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (8) 次条において準用する第235条第3項に規定する結果等の記録
 (準用)

第250条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第55条、第56条、第110条、第111条、第224条から第229条まで、第232条、第233条及び第235条から第237条までの規定は、外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第226条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第229条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第235条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針

第251条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第252条 指定福祉用具貸与の事業を行なう者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに有しなければならない福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第241条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第241条第1項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第258条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第258条第1項

(3) 指定特定福祉用具販売事業者 第269条第1項

（管理者）

第253条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第254条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うための必要な設備及び備品等を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を有する。ただし、第262条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒のためには、必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に掲げる基準に適合すること。

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することができる。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有するものであることを。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第240条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第243条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第255条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した場合は、利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る

- 居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費用
 - (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
 - 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
 - 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく、当該利用者が支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。
- (指定福祉用具貸与の基本取扱方針)
- 第256条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
 - 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその指定福祉用具貸与の質の改善を図らなければならない。
 - 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 5 指定福祉用具貸与事業者は、その提供する指定福祉用具貸与の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定福祉用具貸与の質の改善を図るよう努めなければならない。
- (指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
- 第257条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
 - (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行ふこと。
 - (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行ふとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を用いて利用者に交付し、十分な説明を行つた上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
 - (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等から貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
 - (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じること。
- (福祉用具貸与計画の作成)
- 第258条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第276条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成されなければならない。
 - 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
 - 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した場合は、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
 - 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
 - 6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による福祉用具貸与計画の変更について準用する。
- (運営規程)
- 第259条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他事業の運営に関する重要な事項
(適切な研修の機会の確保)

第260条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
(福祉用具の取扱種目)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。
(衛生管理等)

第262条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに当該福祉用具を消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒を行っていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
(掲示及び目録の備付け)

第263条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所の建物内に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
(記録の整備)

第264条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の福祉用具貸与計画とともに、当該利用者に対する指定福祉用具貸与の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第262条第4項に規定する結果等の記録
 - (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

第265条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第259条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第266条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに有しなければならない福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

- 2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準条例第255条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている

場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第267条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)、第39条から第41条、第56条、第108条第1項及び第2項、第251条、第253条、第254条並びに第4節(第255条第1項及び第265条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第259条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護サービス費の額」と第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービスの額とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第255条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

第268条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第269条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに有しなければならない福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第241条第1項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第258条第1項

(3) 指定福祉用具貸与事業者 第252条第1項

(管理者)

第270条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らそその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第271条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準条例第257条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第260条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第272条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第273条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、

- 法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
 - (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- （保険給付の申請に必要となる書類等の交付）
- 第274条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。
- (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
 - (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - (3) 領収書
 - (4) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要
(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)
- 第275条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとすること。
 - (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
 - (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行ふとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
 - (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとすること。
- （特定福祉用具販売計画の作成）
- 第276条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画（以下「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第258条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
 - 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
 - 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。
- （記録の整備）
- 第277条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の特定福祉用具販売計画とともに、当該利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 第272条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
- （準用）
- 第278条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第256条、第259条から第261条まで並びに第263条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第278条において準用する第259条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」

と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項ただし書中「待遇」とあるのは「サービス利用」と、第256条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第259条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第260条及び第261条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成12年4月1日以前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この条及び附則第4条において「旧老福法」という。）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。）については、第153条第6項第1号ア及びイ、第2号本文並びに第7項の規定は適用しない。

第3条 平成15年4月1日以前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（平成15年4月1日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第173条第6項第1号イ（イ）の規定を適用する場合においては、同号イ（イ）中「2平方メートルには当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第4条 平成12年4月1日以前から存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（平成12年4月1日以後に改築された部分を除く。）であつて基準該当短期入所生活介護の事業に供するものについては、第188条第2項第1号ア及びイに規定する基準を改正する省令（以下「厚生労働省令」という。）の規定を適用しない。

第5条 「平成13年医療法施行規則等の一部を改正する省令」（以下「平成13年医療法施行規則等の一部を改正する省令」という。）に規定する病床（以下「病床」という。）に係る病床規則は、ければならない。

（1）食堂は、内室の測定面積によりに必要な病床における入院患者1人につき1平方メートル以上を有するものに限る。

（2）浴室は、身を体によつても以降の測定面積によりに必要な病床における入院患者1人につき1平方メートル以上を有するものに限る。

第6条 病床転換である病室を有する病床数は、4床以下とする。この規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

（1）病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

第7条 病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

（1）病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

第8条 病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

（1）病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

第9条 病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

（1）病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

第10条 病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

（1）病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

第11条 病床転換による病床を有する病院（以下「病院」という。）に係る病床（以下「病床」という。）に係る病床規則等の規定にかかる場合は、4床以下の病室を有する病床数は、4床以下とする。

- 用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 第12条 平成17年10月1日において指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所（平成17年10月1日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。
- 第13条 平成17年10月1日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであつて、同月2日以後に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行つた事業所となつたものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」という。）であつて、指定居宅サービス等旧基準（平成23年厚生労働省令106号により削除された「一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」をいう。以下同じ。）第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの（この省令の施行の際に改修、改築又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所（第206条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であつて、平成23年9月1日以降に指定居宅サービス等旧基準第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、平成23年9月1日以降、最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。
- 第14条 平成11年3月31日以前から存する有料老人ホームであつて、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第222条第3項又は第244条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。
- (1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができます。
 - (2) 入所定員が50人未満であること。
 - (3) 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。
 - (4) 入所者から利用料、第227条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。
- 第15条 平成18年4月1日以前から存する養護老人ホーム（平成18年4月1日において建築中のものを含む。）にあつては、第244条第4項第1号アの規定は適用しない。

熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第70号

熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 介護予防訪問介護
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第43条—第47条）
- 第3章 介護予防訪問入浴介護
 - 第1節 基本方針（第48条）
 - 第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）
 - 第3節 設備に関する基準（第51条）
 - 第4節 運営に関する基準（第52条—第57条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条・第59条）
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条—第63条）
- 第4章 介護予防訪問看護
 - 第1節 基本方針（第64条）
 - 第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）
 - 第3節 設備に関する基準（第67条）
 - 第4節 運営に関する基準（第68条—第75条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条—第78条）
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション